

仏暦 2550（2007）年度  
教育学部学生のための教育実習手引き

ナレースエン大学教育学部学務係

ナレースエン大学教育学部公告  
教育学部学生のための職業体験実習指針

ナレースエン大学教育学部学生に職業訓練実習の状況に対応した適正な指針を付与し、また職業訓練実習を実効あるものとするために、ナレースエン大学法第 26 項に則り学部長名において以下の各段を公告する。

I 服装

ナレースエン大学学部生の平常の服装規定にそって、教育実習を受けている教育機関への行き帰り、教室での教育実習中、実習を受けるその他の機関の周辺に滞在するとき、および生徒を引率して教育機関または教育その他の実習を行う機関の周辺に滞在しているとき、学生は以下の各項にある制服を着用しなければならない。

1.1 男子学生

灰色、群青色、黒青色、茶色またはその他の派手でない色のジーンズ生地でない長ズボンと、白色または淡い色の半袖もしくは腕まくりしない長袖シャツを着用し、シャツの裾はズボンの中に入れ、靴下をつけ、踵を覆う靴を履くこと。大学の校章の付いたベルトを締め、同じく校章の入った灰色のネクタイを締めること。

1.2 女子学生

灰色、群青色、黒青色、黒色もしくは茶色のスカートと白色の袖のあるシャツを着用し、大学の校章の入った 5 つの銀色ボタンを頸まできちんと締め、裾はスカートの中に入れ、左胸に大学の校章をピンで留めること。踵を覆うか踵をベルトで留める派手でない色の靴を履き、校章の付いたベルトを締めること。

注意事項 教員免状取得課程の学生の服装は、ナレースエン大学仏暦 2536 年施行学生規律の規定にそるものとする。学生は紳士淑女にふさわしい清潔できちんとした服装を心がけ、また大学周辺に立ち入る際には学校側が定めた様式に従うこと。

## II 職業訓練実習における責任

職業訓練実習の期間中、すべての学生は以下の行動指針に従い責任ある行動をとらなければならない。

### 1. 出席義務時間記録と退出

1.1 教育実習実施機関に到着あるいはそこから退出するとき、また同機関が定めて学生が同機関内もしくは委託を受けた機関での教育実習およびその他の実習に向かうときは、出席時間記録票に署名すること。

1.2 前項 1.1 の出席時間記録票は教育実習実施機関もしくは他の職業訓練実習を受けている機関の世話人教師の証明署名を受け、さらにそれらの機関の最高責任者の証明を得るものとする。

#### 1.3 病欠

1.3.1 学生が病気か体調のすぐれないときは、急ぎ教育実習実施機関の最高責任者、世話人教師、同所で職業訓練実習を受けている友人の学生もしくは同機関に報告し、その後できるだけ速やかに教育実習実施機関の最高責任者もしくは同機関に対して病欠届けを提出すること。

1.3.2 連続 3 日以上に渡る病欠の場合は、教育実習実施機関の最高責任者もしくは同機関に対して医師の診断書を添付した病欠届けを提出すること。

#### 1.4 所用による欠席

1.4.1 学生が緊急の所用で欠席するときは、病欠と同じ手順を踏むこととする。

1.4.2 学生がその他の所用で欠席するときは、教育実習実施機関の最高責任者もしくは職業訓練実習を受けている機関に所用による欠席届を提出し、それが承認されたときに限り正式な所用による欠席と見なすものとする。

1.4.3 学生の連続 10 日以上に渡る所用による欠席の願い出は認めないものとする。政府機関の休日も含め連続 10 日以上に渡る欠席があった場合は第 4 段に掲げる処罰条項に違反するものとして処罰の対象とする。

### 2. 授業計画表／実習活動計画表

2.1 学生は長期授業計画書もしくは教育実習活動計画表を職業訓練実習履修義務期間の第 4 週以内に指導教官に対して提出しなくてはならない。

2.2 授業計画表／教育実習活動計画表に変更があった場合は、内容改訂したものを前項2.1が規定する者に対して提出しなければならない。

2.3 予定していた授業／教育実習を中止する場合、もしくは授業計画表／教育実習活動計画表に一時的な変更がある場合は、世話人教師に対して中止あるいは変更がある日以前にその旨報告しなければならない。

### 3. 授業要項録／日録

3.1 授業要項録は教育実習実施機関が認証した形式で作成すること。

3.2 授業要項録あるいは事前作成した授業計画書を実際に実習を行う日から数えて最低7日前までに世話人教師に提出して審査を受け、実習における使用許可を求めるここと。

3.3 前項3.2の授業要項録の内容審査を求めるときは、当該教育実習実施機関の最高責任者にそれを提出すること。

3.4 前々項3.2の授業要項録は同教科同一課題なら同学年の他学級での教習に用いてよいが、授業を行ったその日に記録すること。

3.5 教育実習／職業訓練実習が終了したときは、授業要項録を教育学部職業訓練実習委員会（教育実習）まで提出すること。

### 4. その他の責任

4.1 学生は職業訓練実習の間、教育実習実施機関の用意した場所に宿泊すること。

4.2 学生はナレースエン大学教育学部が定める初期オリエンテーション、中期オリエンテーションおよび終期オリエンテーションのプログラムに参加しなくてはならない。

4.3 世話人教師が内容を審査し教習での使用を許可した授業要項録のみにそって授業を行うこと。

4.4 学生に課せられた職業訓練実習においては時間に正確かつ迅速に物事を処理すること。

4.5 教育実習実施機関あるいは自身が職業訓練実習を受けている機関から委任された実習関連の仕事についてはそれを熟知し責任をもって行うこと。

4.6 創造的な考えに立って自身が職業訓練実習を受けている教育実習実施機関の活動に興味を寄せ、無私かつ真摯な態度で参加すること。

4.7 無私と真摯な態度で仕事を行い、必要のない休講、欠席、度々の遅刻などを行ってはならない。

4.8 仕事や相談のための会議に協力し、また自身が職業訓練実習を受けている教育実習実施機関その他の関係者たち全員に対して礼節ある態度で接すること。

4.9 自身が職業訓練実習を受けている教育実習実施機関の生徒の保護に責任をもち、食堂、会議室、運動場といった場所での見守りにも協力すること。

4.10 教育実習実施機関あるいは自身が職業訓練実習を受けている機関が定めている種々の規則を遵守すること。

### III 立場

学生は以下のような適切な立場を維持すること。

1. 社会全般、大学、教育実習実施機関および自身が職業訓練実習を受けた機関の命令、法令、規則、義務を真摯に尊重すること。
2. 教師としての倫理規定や道徳に反する行いやタイ社会のよき習慣や伝統文化に反する行いを謹む。
3. 神仏を尊崇し場とときをわきまえた人士になるよう努める。
4. 自身より下位にある他者に対して温情を示せる人士となるように務めるべきである。

#### IV 処罰

以上に挙げた公告に反したり、大学や自身が職業訓練実習を受けた教育実習実施機関に損害をあたえるような行為を行った学生は職業訓練実習委員会による査問対象となり、以下の処罰を受けるものとする。

1. 口頭による注意
2. 執行猶予付処罰
3. 職業訓練実習から召還し、職業訓練実習課程不合格と見なす。

以上は本日をもって発効する。

仏暦 2550 年 1 月 12 日公告

(准教授 ソムチャーイ・タンヤトンクン)  
管理担当副学部長  
教育学部学部長代行として

## 教育実習の重要性

教師としての資質と精神性をともなった人材の育成は単に知識や方法を学ぶことだけでは成立せず、自信と確信をもって仕事を全うすることができる責任ある教師となるためには十分な訓練実習を積むことが必要である。それがあつてこそ、教師としての仕事を真剣に愛し、信義を感じることができるのである。実地活動である教育実習は学生たちにとつては様々な学科の学習で得た方法を実際に使ってみることができる必要かつ大変重要な体験であり、まさに教師としての人材育成の心臓部と形容してよい。教育実習は世話人教師や指導教官の助言の下、生徒たちと知り合い、同期の友人学生たち、学校関係者そして地域住民と共に働くという機会であり、それを通じて忍耐と責任や他者との人的関係の育み方を学んだり、自分自身を様々な面でさらに切磋琢磨したりできるのである。それだけでなく、我々研究機関が地域に知識や新しい方法を広めていく機会であることができる。同時に学校で得られた様々な知見を取り込んでいくことで、人材育成方法を改善開発し、社会の希求により見合った教師を育成することにつなげていくことができるのである。その意味で、教育実習が実りのあるものになるかどうかは、関係者とりわけ学校管理者、教師教官陣、さらに学校周辺の住民の協力を得られるか否かにかかっているといってよい。

ナレースエン大学教育学部は以上の教育実習の重要性に鑑み、1学年期に渡る教育実習課程をカリキュラムに採り入れている。

## 教育実習の目的

1. 学生にカリキュラムで学習した教育方法にそつて授業を行うことを体験実習させる。
2. 学生に教育実習実施機関となった学校におけるその他の仕事を体験実習させる。
3. 学生に世話人教師およびナレースエン大学教育学部指導教官の指導下で自身の力を試させる。
4. 学生のよい人格形成を促し、教師という職業に必要な価値観を養わせる。
5. 学生の問題分析能力を培い、他者と協同してよい結果をもたらす問題解決方法を模索させる。
6. 学生に友人学生および学校内と地域の関係者と共に働きながら職業訓練実習することで責任感、忍耐力および他者と交流する力を鍛え、さらにはすべての面でよりよい自己開発を行えるようにしていく。

## 教育実習関係者の役割と責任

学生が実施受け入れ機関である実際の学校に出向いて訓練しなくてはならない期間である教育実習は多くの関係者の協力なしには行うことができない。教育実習の関係者は以下

である。

### 学校管理者

学校管理者は教育実習の実施において極めて重要な役割をもつ者である。その役割と責任は以下に分類できる。

1. 学生に対して初期オリエンテーションを実施して関係者を紹介したり施設を案内したりし、彼らに対して行うべき仕事を委任する。
2. 学生に対し必要な福祉環境を提供し面倒を見る。
3. 学生に対し様々な問題に対処して実際活動を行うための助言を与える。
4. 学生に対し地域の関係者と場所を紹介し、適切な機会に彼らを地域での活動に参加させる。
5. 世話人教師として責任をもつ人物を選ぶ。
6. 学生の世話人教師として責任をもつ人物と教育実習に関する人物にそれらの仕事を委任する。
7. 実際活動を行う世話人教師および教育実習関係者と連絡を取り、結果を把握し、また相談に乗って助言を与える。
8. 世話人教師および教育実習関係者による教育実習評価が規定に則って行われるよう見守る。
9. 学生自身の行動と教育実習進行状況に関する情報提供についてナレースエン大学教育学部に協力する。
10. 教育実習の進行状況についてナレースエン大学教育学部もしくは同学部指導教官と連絡を取り合う。
11. 教育実習の内容を充実させるためにその管理と進行についてナレースエン大学教育学部に対して提言と意見を提供する。
12. 学校、教育学部もしくはナレースエン大学側に損害を与えかねない行為が学生にあった場合には速やかに連絡するようにする。

### 世話人教師（メンター）

世話人教師とは学校で教育実習の管理を司る常勤職員で、学生に助言を与え、見守りまた助力する、他の関係者より教育実習中の学生に近しい立場の者である。学生たちにとって教師のモデルとなる立場といつてもよい。学校管理者に代わって教習実習における学術の内容水準を調整維持し、また学部の指導教官と連携して教育実習の指導を行う。世話人教師の役割は以下に分類できる。

1. 自身が教職を執っている学年の生徒に対して学生が教育実習を行えるように案内する。

2. 学生に対して児童生徒の学習状況、学年運営方法さらに該当学年の教育任務について案内して理解させる。
3. 学生に実際に授業をさせる前に自身の授業を観察させる機会をもたせる。
4. 学生のよい参考となるように、授業法や様々な学年活動についての模範を示す。
5. 学生が授業、活動その他の計画を練る上で助言を与える。
6. 学生が受けもちの学年で授業を行うときは常時参観し、学生だけを放置してそれを行わせないようにする。
7. 地域内の学習の源となるものを含め、学生が授業のための教材を用意して使うことを援助する。
8. 学生の授業計画を調べ、同時に実際の授業で使う前にそれを改善および修正できるようには提案を行う。
9. 学生の教育実習その他に問題があったときは学部の指導教官に相談し、協同して問題解決にあたる。
10. 当学部準拠の書式を用いて学生の教育実習を採点し評価する。
11. 学校と地域の交流作りについて学生のよい模範となる。
12. 教育実習の活動評価に結論を出し、教育実習終了時に学校管理者に対して報告する。

#### ナレースエン大学教育学部の指導教官（スーパーバイザー）

ナレースエン大学教育学部の指導教官とは職業訓練実習（教育実習）委員会から任を受けた教育実習担当の常勤指導教官であり、その役割は以下である。

1. 教育実習実施機関である各々の学校の教育内容を調査して理解し、各校の活動と歩調を合わせて実施についての判断を行う。
2. 教育実習を受ける学生とともに、初期オリエンテーション、中期オリエンテーションおよび終期オリエンテーションのプログラムに参加する。
3. 学校管理者および世話人教師と協力して学生が関係する授業その他の活動の質的開発を行う。
4. 学生に仕事を委任した学校に対して学術その他の分野で指導を行う。
5. 当学部および教育実習実施機関である学校の実習関係者と間で連絡を取りあう。
6. 教育実習上の諸問題を解決しその内容を改善向上させていくための指針を提案する。

#### 教育実習学生

当学部により教育実習実施機関である学校に送られた学生は以下の活動を行わなければならない責務をもつ。

1. 学校管理者に面会して自己紹介を行い、同者による初期オリエンテーションを受ける。
2. 以下にある、教育実習期間中に実際に行わなければならない諸業務についての委任を受ける。

- 2.1 専攻科目形態に合った教育実習授業を週8~12時間受けもつ。
  - 2.2 出席簿や学級日誌作り、児童生徒の健康調査および学年運営など、担任教師としての仕事と学年の仕事を実習する。
  - 2.3 教えなくてはならない課程の授業計画作りを実習し、それを実際に使う最低1週間前までに世話人教師に提出して承認を受けてから授業に用いる。
  - 2.4 自身が授業を行う科目的教材作りを実習する。
  - 2.5 世話人教師の承認を受けて、教育実習実施機関としての学校当たり最低1企画の学校開発プロジェクトもしくは児童生徒能力開発プロジェクトを行う。
  - 2.6 学年の授業や学習面の問題を解決するための研究調査プロジェクトを学生当たり1企画行う。
  - 2.7 教育実習実施機関の構成者と会議をもって実習中の経験と遭遇した問題の解決についての情報交換を行い、同時にその内容を毎回記録して学校管理者を通じて世話人教師に提出し、また当学部の指導教官にも提出して知らせる。
  - 2.8 日毎に諸々の活動詳細を記した日誌を作成する。
  - 2.9 学校および周辺コミュニティの行事に恒常に参加する。
3. 学校管理者、世話人教師および当学部指導教官の助言を通して、種々の仕事の問題解決、改善、開発について指導を受ける。
  4. 当学部が開催するセミナーに参加する。
  5. 教育実習の終了時に学生は規定に従って種々の成果を提出し、自身が登校して報告を行う。

#### 指導と評価の行い方

##### 指導

職業訓練実習(教育実習)委員会は専任指導教官に対し、学生たちが1学習期を通した教育実習を終えるまで以下の約3回に渡って訪問して指導する責務を課す。第1回目は実習第1週から第2週の間、第2回目は同第3週から第10週の間そして第3回目は同第11週から第19週の間の予定である。学生たちのあらゆる面における生活ぶりを観察し、また学生たちの話を聞き、授業、行事のやり方、学年たちによる調査研究やプロジェクトのもち方といった問題解決のための助言を行い、指導するのがその目的である。指導教官によるこれらの指導は世話人教師および学校管理者との密接な協力関係の下で行われる。

##### 評価

学生がナレースエン大学教育学部の定める教育実習を完了したときはその評価を行う。ナレースエン大学教育学部の行う評価は以下の3段階から成る。段階1は学生に課された教育学習面の実習に対する世話人教師による評価、段階2は学生に課された総合面の実習

に対する指導教官による評価、段階3は職業訓練実習委員会（教育実習）委員長による学生の教育実習評価結果の判定結論、である。これらの評価はナレースエン大学教育学部が定める教育実習評価形式に則って行う。以上は学校管理者に伝え、当教育学部に評価結果がもたらされるよう図るものとする。学生の教育実習評価は実施機関であるすべての学校から職業訓練実習委員会（教育実習）会議に対してもたらされ報告されるものとする。

同委員会会議が評価結果を察知した後、学生のとった行動について以下のように判定を行う。まず、学生がナレースエン大学教育学部の公告を遵守し、職業訓練実習という状況下で正しい行いができたか否かを判定する。その結果、公告を遵守したと認められる学生のみ、教育実習実施機関である学校から寄せられた評価結果を課程学習成績書式（NU32）にそって大学側に送るものとする。公告に照らして正しい行いができなかつたとされた学生の評価については、同会議の意向に従うものとする。

## 教育実習評価

### 段階1（項目と評価内容）

### 実習度評価点（3・2・1）

教職者としての知識レベル、知識の内容および教職者としての能力

- 1/1.1 正確な意志疎通を可能とするタイ語聞き取り能力、発言能力、読解能力および筆記能力
- 2/1.2 正確な意志疎通を可能とする英語およびその他の外国語の聞き取り能力、発言能力、読解能力および筆記能力
- 3/1.3 基礎的なコンピュータ駆使能力
- 4/2.1 カリキュラム分析能力
- 5/2.2 多様なカリキュラム開発および改善能力
- 6/2.3 カリキュラムの使用前と使用後における評価能力
- 7/2.4 カリキュラム作成能力
- 8/3.1 教科を整理して単課程と全課程の学習計画を導く能力
- 9/3.2 生徒の学齢に応じた学習計画を形にすることができます
- 10/3.3 生徒の学習を促進させるための教材および用具を選択し開発する能力
- 11/3.4 生徒の学習を促進させる活動を行い、その評価結果によって生徒の学習到達度を段階的に捉えることができる能力
- 12/4.1 生徒のありのままを理解すること
- 13/4.2 生徒の潜在能力に応じて学習活動を助け育成させていく能力
- 14/4.3 生徒の生活の質向上のために助言を与えることができる能力
- 15/4.4 生徒の熟達ぶりや関心を高めていくことができる能力
- 16/5.1 実際の状態を正しく量り評価することができる能力
- 17/5.2 評価結果を学習計画とカリキュラムの改善に生かすことができる能力
- 18/6.1 指導者の立場にいる
- 19/6.2 学年運営能力
- 20/6.3 資質のともなったコミュニケーション能力
- 21/6.4 得た効果を統合する能力
- 22/6.5 様々な新しい資材を管理運営に生かしていく能力
- 23/7.1 調査研究結果を学習活動に生かしていく能力
- 24/7.2 学習活動の質的開発と生徒育成のために調査研究を行う能力
- 25/8.1 生徒の学習意欲を高めるために資材を利用し、形にし、創り、改良していく能力
- 26/8.2 生徒の学習意欲を高めるために技術や情報入手の手段を開発していく能力
- 27/8.3 生徒の学習を促進させるために多様な学習の源となるものを探し出す能力
- 28/9.1 生徒を愛し、慈しみ、情熱を注いでいること

- 29/9.2 忍耐力と責任感
- 30/9.3 学習の徒であり指導的学究であること
- 31/9.4 先見性があること
- 32/9.5 教職者としての信義
- 33/9.6 教職者の倫理にそった行動

職業体験、習熟訓練の内容および教職者としての能力

- 1/1.1 生徒個々の差違を学習し分別できる能力
- 2/1.2 学習計画の作成能力
- 3/1.3 学習計画の作成から授業、評価そして改善まで通した、教育実習における能力
- 4/1.4 調査研究プロジェクトの実行能力
- 5/2.1 特定学術分野における学習活動実行能力
- 6/2.2 実施学習活動を生徒の潜在能力に適切に対応させるための評価、改善および開発能力
- 7/2.3 生徒育成のための学年における調査研究実行能力
- 9/2.4 実施学習活動と生徒育成についての結果報告作成能力

## 第2部（評点の合計）

1. 教職者としての知識レベル、知識の内容および教職者としての能力 33項目	得点	点
2. 職業体験、習熟の内容および教職者としての能力 8項目	得点	点
すべての評価結果合計 41項目	得点	点

## 評価結果

教育機関における教育実習訓練評価において、(Mr. / Mrs. / Miss 【実習生名記入】)は教職者としての知識レベル、知識の内容および教職者としての能力、および、職業体験、習熟の内容および教職者としての能力について実習活動点 点を得、すなわち（優等合格／合格／不合格）であり、評価結果を（義務課程合格(S)／義務課程不合格(U)）と判定する。

評価者署名 世話人教師

保証人署名 副学部長／調査研究担当主事

保証人署名 教育機関管理者

### 採点原則

- 1 点 教職者としての知識レベル、知識の内容および教職者としての能力面の行いが 0～50 パーセント
- 2 点 教職者としての知識レベル、知識の内容および教職者としての能力面の行いが 51～70 パーセント
- 3 点 教職者としての知識レベル、知識の内容および教職者としての能力面の行いが 71～100 パーセント

### 意味説明

教育機関における教育実習訓練評価で、教職者としての知識レベル、知識の内容および教職者としての能力、と、職業体験、習熟の内容および教職者としての能力の評価結果が、

合計得点 100～123 すなわち優等合格 判定結果 S

合計得点 82～99 すなわち合格 判定結果 S

合計得点 41～81 すなわち不合格 判定結果 U

段階2（項目と評価内容）

実習度評価点（3・2・1）

教職者としての知識レベル、知識の内容および教職者としての能力

- 1/1.1 正確な意志疎通を可能とするタイ語聞き取り能力、発言能力、読解能力および筆記能力
- 2/1.2 正確な意志疎通を可能とする英語およびその他の外国語の聞き取り能力、発言能力、読解能力および筆記能力
- 3/1.3 基礎的なコンピュータ駆使能力
- 4/2.1 カリキュラム分析能力
- 5/2.2 多様なカリキュラム開発および改善能力
- 6/2.3 カリキュラムの使用前と使用後における評価能力
- 7/2.4 カリキュラム作成能力
- 8/3.1 教科を整理して単課程と全課程の学習計画を導く能力
- 9/3.2 生徒の学齢に応じた学習計画を形にすることができる能力
- 10/3.3 生徒の学習を促進させるための教材および用具を選択し開発する能力
- 11/3.4 生徒の学習を促進させる活動を行い、その評価結果によって生徒の学習到達度を段階的に捉えることができる能力
- 12/4.1 生徒のありのままを理解すること
- 13/4.2 生徒の潜在能力に応じて学習活動を助け育成させていく能力
- 14/4.3 生徒の生活の質向上のために助言を与えることができる能力
- 15/4.4 生徒の熟達ぶりや関心を高めていくことができる能力
- 16/5.1 実際の状態を正しく量り評価することができる能力
- 17/5.2 評価結果を学習計画とカリキュラムの改善に生かすことができる能力
- 18/6.1 指導者の立場にいる
- 19/6.2 学年運営能力
- 20/6.3 資質のともなったコミュニケーション能力
- 21/6.4 得た効果を統合する能力
- 22/6.5 様々な新しい資材を管理運営に生かしていく能力
- 23/7.1 調査研究結果を学習活動に生かしていく能力
- 24/7.2 学習活動の質的開発と生徒育成のために調査研究を行う能力
- 25/8.1 生徒の学習意欲を高めるために資材を利用し、形にし、創り、改良していく能力
- 26/8.2 生徒の学習意欲を高めるために技術や情報入手の手段を開発していく能力
- 27/8.3 生徒の学習を促進させるために多様な学習の源となるものを探し出す能力
- 28/9.1 生徒を愛し、慈しみ、情熱を注いでいること
- 29/9.2 忍耐力と責任感
- 30/9.3 学習の徒であり指導的学究であること

31/9.4 先見性があること

32/9.5 教職者としての信義

33/9.6 教職者の倫理にそった行動

職業体験、習熟訓練の内容および教職者としての能力

1/1.1 生徒個々の差違を学習し分別できる能力

2/1.2 学習計画の作成能力

3/1.3 学習計画の作成から授業、評価そして改善まで通した、教育実習における能力

4/1.4 調査研究プロジェクトの実行能力

5/2.1 特定学術分野における学習活動実行能力

6/2.2 実施学習活動を生徒の潜在能力に適切に対応させるための評価、改善および開発能力

7/2.3 生徒育成のための学年における調査研究実行能力

9/2.4 実施学習活動と生徒育成についての結果報告作成能力

第2部（評点の合計）

第2部（評点の合計）

1. 教職者としての知識レベル、知識の内容および教職者としての能力 33項目

得点 点

2. 職業体験、習熟の内容および教職者としての能力 8項目

得点 点

すべての評価結果合計 41項目

得点 点

## 評価結果

教育機関における教育実習訓練評価において、(Mr. /Mrs. / Miss 【実習生名記入】)は教職者としての知識レベル、知識の内容および教職者としての能力、および、職業体験、習熟の内容および教職者としての能力について実習活動点 点を得、すなわち（優等合格／合格／不合格）であり、評価結果を（義務課程合格(S)／義務課程不合格(U)）と判定する。

評価者署名 世話人教師

### 採点原則

1 点 教職者としての知識レベル、知識の内容および教職者としての能力面の行いが 0～50 パーセント

2 点 教職者としての知識レベル、知識の内容および教職者としての能力面の行いが 51～70 パーセント

3 点 教職者としての知識レベル、知識の内容および教職者としての能力面の行いが 71～100 パーセント

### 意味説明

教育機関における教育実習訓練評価で、教職者としての知識レベル、知識の内容および教職者としての能力、と、職業体験、習熟の内容および教職者としての能力の評価結果が、

合計得点 100～123 すなわち優等合格 判定結果 S

合計得点 82～99 すなわち合格 判定結果 S

合計得点 41～81 すなわち不合格 判定結果 U

### 段階 3

#### 世話人教師（メンター）による評価結果

教育機関における教育実習訓練評価において、(Mr. /Mrs. / Miss 【実習生名記入】)は教職者としての知識レベル、知識の内容および教職者としての能力、および、職業体験、習熟の内容および教職者としての能力について実習活動点 点を得、すなわち（優等合格／合格／不合格）であり、評価結果を（義務課程合格(S)／義務課程不合格(U)）と判定する。

#### 指導教官（スーパーバイザー）による評価結果

教育機関における教育実習訓練評価において (Mr. /Mrs. / Miss 【実習生名記入】) は教職者としての知識レベル、知識の内容および教職者としての能力、および、職業体験、習熟の内容および教職者としての能力について実習活動点 点を得、すなわち（優等合格／合格／不合格）であり、評価結果を（義務課程合格(S)／義務課程不合格(U)）と判定する。

## 評価結果総合

教育機関における教育実習訓練評価において、(Mr. /Mrs. / Miss 【実習生名記入】)は教職者としての知識レベル、知識の内容および教職者としての能力、および、職業体験、習熟の内容および教職者としての能力について実習活動点 点を得、すなわち（優等合格／合格／不合格）であり、評価結果を（義務課程合格(S)／義務課程不合格(U)）と判定する。

## 評価者署名

職業訓練実習委員会委員長  
ナレースエン大学教育学部

## 教育実習期間中のプロジェクト実施指針

学生たちは学校開発もしくは生徒育成プロジェクトを学校管理者の承認を得て教育実習実施機関ごとに1企画を実施しなくてはならない。また、教育学習面の問題解決をはかる学年における調査研究プロジェクトを学生1人当たり1企画実施しなくてはならない。それらについての指針は以下である。

### 1. 学校開発もしくは生徒育成プロジェクト実施の指針

#### 1.1 目的は以下のなかからひとつもしくは複数を選択する。

- (1) 学校を環境問題に配慮ある教育実習実施機関として開発する、もしくは
- (2) 生徒の目を科学に向かせるように育成する、もしくは
- (3) その他、学校側の必要に応じて

#### 1.2 プロジェクト申請書式

##### 1. プロジェクト名

##### 2. プロジェクト責任者名

##### 3. 原則と動機

##### 4. 目的

##### 5. 獲得目標

##### 6. 実施日時と場所

##### 7. 実施方法

##### 8. 予算 合計 パーツ 経費捻出元

##### 9. モニター活動と結果評価

##### 10. 期待できる成果

1.3 予算について 予算は学校から捻出されることが望ましい。学生が予算を捻出する場合は1人当たり500バーツを超えてはならない。

1.4 プロジェクトは小規模なもので、実行期間は2ヶ月未満とする。

1.5 プロジェクト例

## 1. プロジェクト名 草木を愛するプロジェクト

### 2. 原則と動機

知識は我々の身の回り、教室の内や外から得ることができる。しかし、当然ながら、生徒たちが経験によって直接学んだそれは教室内で教科書を読むという想像による学習によるものよりも長く残り、思い出すことができるものである。今回のプロジェクトは生徒たちが環境の中で自分たちの目で知識の探究をすることができる、よりよいもうひとつの学習の場を提供するものだ。

生徒と一般の人たちが草木の科名、学名、通名そしてそれらの効用を知ることができるように、この草木を愛するプロジェクトを開始する。

### 3. 目的

- 3.1 学校の周囲で生徒たちに草木についての知識探究の源となる場を提供する。
- 3.2 プラテーピ王女（現国王の次女）主導の自然の草木を保護する王室プロジェクトの一翼を担う。
- 3.3 草木の科名、学名、通名およびその薬草としての効能を広く知らせていく。
- 3.4 プラチャーソンクロ・ウィッタヤー校（注：プロジェクト実施校）周囲の草木の名前と情報を調べる。

### 4. 獲得目標

#### 4.1 量的目標

1. 縦 22 センチ × 横 32 センチの大きさの草木名説明板を 50 枚作成する。
2. 草木の通名、学名、科名および薬草としての効能についての情報パネルを 50 枚作成する。
3. 草木の名前を記した冊子を 2 冊作る。

#### 4.2 質的目標

教科書とは違った知識の探究ができる、もうひとつの知的源泉が学校に実現し、草木の科名、学名、通名および薬草としての効能について知ることができる。

### 5. 実施場所 プラチャーソンクロ・ウィッタヤー校 ピッサヌローク県バーンラカム郡ノーンクラー行政区

### 6. 実施期間 仏暦 2547（西暦 2004）年 1 月 15 日～2 月 20 日

### 7. 実施方法

#### 7.1 準備段階

7.1.1 草木名説明板、情報パネルおよび冊子を作るために草木の本数を調べる。

7.1.2 学生（注：教育実習中の学生）が実施計画を練る会議をもつ。

7.1.3 プロジェクトを実施する。

## 7.2 実施段階

7.2.1 教育機関の責任者にプロジェクト実施の承認を求める。

7.2.2 プラチャーソンクロ・ウィッタヤー校に予算捻出について支援を要請する。

7.2.3 草木名説明板作成を実施する。

7.2.4 草木の基に説明板を設置する。

## 7.3 評価段階

ピッサヌローク県バーンラカム郡のプラチャーソンクロ・ウィッタヤー校における満足度を評価する。

## 8. 予算 4,000 パーツ

## 9. 責任者（係／プロジェクト） ナレースエン大学仏暦 2547 年第 2 期教育実習生 4 名

## 10. 関係者 プラチャーソンクロ・ウィッタヤー校教師陣および生徒

## 11. 記述内容

11.1 科名

11.2 学名

11.3 通名

11.4 薬草としての効能

## 12. 期待できる成果

12.1 草木についての情報と地域の伝統的英知を学ぶ場となることができる。

12.2 活動参加者は身の回りの自然を媒介とした観察者・探究者となり、質問の仕方や答えの出し方を学ぶことができる。

12.3 探究を通して専門に通じた者となり、科学的成果を得ることができる。

12.4 柔軟な心で草木の効用と重要さを覚り、草木への愛情を育むことができる。

12.5 様々な教科の学習活動に利用できる。

署名 Miss ワッタナー・カンターウエート

教育実習学生グループ・リーダー プロジェクト提起者

署名 Mr. ウィッティチャイ・クリンスワン 教官1・プロジェクト顧問

署名 Miss クレットケーオ・ソムバットクルッサディー 教官2・プロジェクト顧問

署名 Mr. ヌクーン・アムウワム 学務担当副学部長 プロジェクト承認者

署名 Mr. トンチャイ・ポンプラパン 学部長 プロジェクト許可者

教職免状取得学士課程および教育学学士課程学生のための教育実習結果評価書式

仏暦 2550 年教育年度第 1 学期

ナレースエン大学教育学部

1. 指導教官名 姓

職位

2. 教育実習実施学校名

郵便番号 県 郡 行政区 通り 番地

電話番号 ファックス

3. 教育実習学生名 姓

専攻

授業教科

担当学年

## 【授業】(活動の評価項目)

活動度合 (4 最高／3 多い／2 中度／1 少ない)

### カリキュラムおよび教育方針の学習

1. 学校のカリキュラムと付帯文書の事前学習と事前調査
2. 生徒の勉学を促すための学習および教材や学習の源となるものの使い方の原則に関する理路ある説明
3. 生徒の採点や評価、習得情報の与え方の原則に関する理路ある説明
4. カリキュラムの目的、構造およびその実施方針に関する正しい説明
5. 世話人教師を補佐しての、カリキュラムや各種付帯文書の規定詳細にそった学習活動、教材および学習の源となるものの用意
6. 世話人教師を補佐しての、カリキュラムや各種付帯文書の規定詳細にそった生徒の採点や評価、習得情報付与

### 学習の源となるものの調査

7. 自身が責任をもつ教育内容にそった、学校内の教材および学習の源となるものとして使える資源の学習、調査および報告作成
8. 自身が責任をもつ教育内容にそった、学校外（周辺地方内）の教材および学習の源となるものとして使える資源の学習、調査および報告作成
9. 世話人教師を補佐しての、自身が責任をもつ教科において学習の源となるものに生徒の目を向けさせるための指導
10. 世話人教師を補佐しての、自身が責任をもつ科目にふさわしい学校外（周辺地方内）の学習の源となるもの作りプロジェクトの実施

### 世話人教師および常勤教師の授業の適切かつ資質のともなった観察

11. 世話人教師および自身の行う教育内容（専攻教科による）と同グループの常勤教師の授業における教え方を1週間当たり最低4時間観察して記録（注：240分。40分授業6コマ相当）
12. 観察した教師の教え方を学習活動の各手順に照らし分類整理
13. 生徒たちが興味を示す段階における彼らの学習傾向把握
14. 生徒たちの興味、ものの見方および学習到達度の面における彼らの行動の意味を考察する学習
15. 生徒たちの興味、ものの見方および学習到達度についての彼らの行動問題解決のために世話人教師が取った方策に創意工夫を加え、自身の教育活動指針としていく学習
16. 世話人教師と共に教室における授業の問題状況を分析

17. 世話人教師と共に学習手順と授業の問題を分析し、それらを改善解決
18. 世話人教師を補佐しての、生徒の個人別・集団別の学び方に関する創意工夫ある観察と記録
19. 世話人教師を補佐しての、生徒たちの興味、ものの見方および学習到達度についての彼らの行動問題解決
20. 世話人教師および他の常勤教師による教育活動の成果に対して意見を述べ、創意工夫を加えて自身の教育活動指針として使用

#### 世話人教師を補佐しての学習チェック他

21. 学生が興味ある科目的教師による学習チェック方法、手順および配点方法の学習
22. 学生が興味ある科目的教師が決まりとしてもっている採点方法と手順の学習
23. 世話人教師を補佐しての、自分が責任をもっている科目における学習チェックと採点
24. 世話人教師を補佐しての、自分が責任をもっている科目における形式に則った採点の集計と結論

#### 授業、教材、用具類の準備

25. 自身の興味に即して、授業で使う教材や様々な種類の用具類の作り方を学習
26. 自身の興味に即して、授業で使う教材や様々な種類の用具類の使い方と同じ教育内容のグループ（専攻教科による）の教師から学習
27. 世話人教師を補佐しての、自分が責任をもつ教科にふさわしい教材や様々な種類の用具類の作成
28. 世話人教師を補佐しての、教材や様々な種類の用具類を創造的かつ教育活動にふさわしい形で使った授業の実施

#### 学年運営の補佐

29. 自身の興味に即して、学年運営のやり方を学校内の教師や様々な学習の源となるものから創意工夫をこらして学習
30. 学年内コミュニケーションに必要な言葉の使い方を自分が責任をもつ学年の世話人教師と生徒から創意工夫した方法で理解できるまで学習
31. 世話人教師を補佐しての、当該学齢の生徒の行動や育成方にふさわしくかつ創意工夫ある学年運営
32. 世話人教師を補佐しての、正しく適切かつ創意工夫をこらした言葉による当該学年生徒とのコミュニケーション

### 学年別調査研究に向けた問題分析

33. 生徒の学習行動上の問題の中で自身が興味ある事象についての学習と説明
34. 自身が興味ある教科における生徒の学習行動の学習と説明
35. 教育関係の調査文献を用い、生徒の学習行動問題解決および学習活動開発のための形式と方法を学習
36. 世話人教師を補佐しての、生徒の学習行動問題解決のための事象研究
37. 世話人教師を補佐しての、生徒の学習活動を促しその改善に役立つ用具類開発のための研究調査
38. 世話人教師を補佐しての、生徒の学習行動問題解決および創造的な学習活動開発のための形式と方法について、問題の端緒をわきまえ理路ある調査研究と報告書の作成

合計平均点

**【助言と指針の提供】（活動の評価項目）**

活動度合（4 最高／3 多い／2 中度／1 少ない）

**学校の生徒育成活動と指針提供の形についての学習**

1. 生徒育成活動の重要点についての言及
2. 生徒育成活動の意図、原則およびその範囲についての言及
3. 生徒育成活動に携わる者の責任の範囲についての言及
4. 生徒育成活動に含まれるプロジェクト／活動についての言及

**生徒との出会いと交流**

5. 自身の力による生徒たちとの馴れ親しみ
6. 様々な局面における生徒たちの行動を観察
7. 教師を補佐しての、観察、観察記録、質問票など多種の手法を用いた生徒についての情報収集
8. 教師を補佐しての、生徒たちに必要なものの分析と分類
9. 生徒の個人情報について、秘密として留めておくべき内容か教師に知らせるべき内容かを評価識別
10. 敬うこと、話をよく聞くこと、助言にそって行動することを生徒たちに教育

**生徒の監督見守り、助言の提供、相談による指導の提供**

11. 校則に則った行動をさせるように生徒を監督
12. 生徒にけじめの付け方、友だちとの付き合い方、学習の仕方についての有用な助言を提供

**生徒活動の準備および（もしくは）生徒と一緒に活動準備**

13. クラブ活動の顧問教師と共に主宰者として生徒／学校の活動に参加
14. 活動計画書作成の一環として意見を聞き助言を提供することに参加
15. 活動計画の評価のために意見を聞き助言を提供することに参加
18. 意見を聞きクラブ顧問として助力することに参加

合計平均点

【地域コミュニティとの交流】(活動の評価項目)

活動度合 (4 最高／3 多い／2 中度／1 少ない)

学校と周辺地域コミュニティ内で行われるレクリエーションその他の行事への参加

1. 行われたすべてのレクリエーション行事の 75 パーセントに参加
2. コミュニティの地域的同一性を象徴する文化芸術活動について言及
3. 学校のレクリエーション行事に使える資源の在処について言及
4. 地方の伝統的英知の象徴についての言及あるいは表現

世話人教師の監督下での、学校周辺地域コミュニティをフィールドとした経済面、社会面およびレクリエーション面の調査研究と分析

5. 世話人教師と共に、学校から半径約 1 キロメートルの圏内にある地域コミュニティにおいてその現状を熟知の域まで調査
6. 学校から半径約 1 キロメートル圏内の概略地図の描画
7. 経済面および社会面の調査研究フィールドについての言及
8. 経済面、社会面およびレクリエーション面の調査研究フィールドで、コミュニティに地域的同一性をもたらす結びつき要素が何であるかを説明

世話人教師の監督下での、教師・保護者会への参加から周辺地域コミュニティ内クラブやグループへの会員としての参加

9. 教師・保護者会あるいは周辺地域コミュニティ内クラブやグループの受けもち範囲、責任、目的について言及
10. 教師・保護者会あるいは周辺地域コミュニティ内クラブやグループの社会的役割について説明
11. 教師・保護者会あるいは周辺地域コミュニティ内クラブやグループの発展に教師が果たす役割と責任について言及

合計平均点

【自己開発】(活動の評価項目)

活動度合 (4 最高／3 多い／2 中度／1 少ない)

学校と大学の校則や条例、およびその場そのときにふさわしく文化伝統に則った自身の行動

1. 教職者にふさわしい服装、清潔さおよび礼儀正しさ
2. 学校への到着、帰宅、外出、途中退出（行動規則に則ったもの）の励行
3. 様々な機会にふさわしく、文化伝統に反しない、その場そのときをわきまえた行動

コミュニケーションのための適正な言葉づかい

4. 意味を正確に、適切に、かつその場そのときをわきまえて伝えることを可能にする、タイ語を聞き取り、話し、読みそして書く習熟した能力
5. 意味を正確に、適切に、かつその場そのときをわきまえて伝えることを可能にする、英語もしくはその他の外国語を聞き取り、話し、読みそして書く習熟した能力

世話人教師、自身が責任をもつ教科の常勤教師およびその他の人物との資質をともなった交流作り

6. 常に世話人教師に助言を要請
7. 世話人教師の仕事を適切に補佐
8. 世話人教師、教科の常勤教師およびその他の人物とのその場とときをわきまえた素直で親しみある会話

自身、専門職、教え子および社会に対する品行

9. 自分を律することができよい人柄をもつ
10. 学術、経済、社会および政治の発展についていける先見性がある
11. 委任された仕事に対して愛情、信義、責任感がある
12. 役割と責任に照らして適切かつ公平に教え子を愛し、慈しみ、気づい助け、励ます
13. 自身が地方の伝統的英知、環境、宗教、芸術文化を護る指導者として活動し、国王を君主とする民主主義体制による治世を堅持

合計平均点

その他の提言

署名 指導教官  
日付

(資料翻訳 岡本和之)